

## 第7 中間検査

### 1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

### 2 中間検査の項目及び内容

#### (1) 配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

##### ア 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等において、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。(危政令第9条第1項第21号(同第11条第1項第12号、第11条第2項、第12条第1項第11号、第13条第1項第10号、第17条第1項第8号及び第19条において準用する場合を含む。以下配管検査にて同じ。))及び危省令第28条の28)

##### イ 配管塗覆装検査

地下等に埋設する配管の外表面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。  
(危政令第9条第1項第21号及び危省令第28条の9第1項)

##### ウ 配管電気防食検査

地下等に埋設する配管の電気防食設備について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。(危政令第9条第1項第21号及び危省令第28条の10)

##### エ 配管据え付け検査

地下に埋設する配管における、管路の位置、管路床の構造、配管据え付け状況、配管の埋設深さ及び配管防護構造物の構造等を確認する行為をいう。(危政令第9条第1項第21号、危省令第28条の12(同第28条の15及び第28条の21第4項において準用する場合を含む。))、第28条の13(同第28条の19第4項において準用する場合を含む。))、第28条の14(同第28条の20において準用する場合を含む。))、第28条の19第2項、第28条の21第3項及び第28条の32第1項第5号)

#### (2) 配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎及び地盤等のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

##### ア タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク(建築物又は架構内に設置された独立基礎以外の20号タンクを除く。)の鉄筋コンクリート基礎(鉄筋コンクリートリング基礎を含む。)の配筋構造及びくい支持方式の基礎のくい頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎の配筋構造及び支柱の構造を確認する行為をいう。(危政令第9条第1項第20号(同第19条において準用する場合を含む。))、第11条第1項第5号(同第11条第2項から第4項及び同第12条第1項から第3項において準用する場合を含む。))及び第13条第2項第2号(同第13条第3項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。))

##### イ 防油堤配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油堤について、その配筋構造を確認する行為をいう。(危政令第9条第1項第20号及び第11条第1項第15号(同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。))

##### ウ タンクピット配筋検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、二硫化炭素を貯蔵し又は取り扱うタンクの鉄筋コンクリートピット

ト及び地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリートタンク専用室（蓋を除く。）について、その配筋構造を確認する行為をいう。（危政令第9条第1項第20号、第11条第1項第17号（同第11条第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第14号、危省令第23条の4（同第13条第2項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

エ スラブ配筋検査（地下タンク上部配筋及び地下タンク通気管上部配筋を含む。）

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ（タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。）及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確認する行為をいう。（危政令第9条第1項第20号及び第21号、第13条第1項第14号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。）及び危省令第20条第3項）

### (3) タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防食措置（アスファルトサンド等の仕上げをいう。）の構造及び施工状況を確認する行為をいう。（危政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項第7号の2（同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。））

### (4) 地下タンク据え付け検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況を確認する行為をいう。（危政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第1号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

### (5) 地下タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。（危政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第7号（同第13条第2項から第4項において準用する場合及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

## 3 中間検査の実施

検査は、原則として消防機関が直接実施するものとするが、次に該当するものは自主検査とすることができる。なお、自主検査は検査成績書を作成又は写真等で記録し、完成検査時に報告すること

- ・配管検査（配管耐圧検査、配管塗覆装検査、配管電気防食検査）
- ・地下タンク防食被覆検査

## 4 その他

消防職員にて中間検査を実施したときは、その結果記録等について、事業所からの提出は要さない。